

〔古今著聞集五和歌〕平治元年三月廿五日御方違の爲に押小路殿に行幸有けり、透廊にて夜もすがら御遊ありけるに、女房の中より硯蓋に紅の薄様を玄きて、雪をもりて出されたるに、和歌をつけたりける、

月影のさえたるをりの雪なればこよひははるもわすれぬるかな返し、

くまもなき月のひかりのなかりせばこよひのみゆきいかでかはみむ

〔古今著聞集飲食十八〕九條の前内大臣家基○藤原に、壬生の二位家隆参て、和歌のさた有けるに、二月の事なりけるに、雪にあまづらをかけて、二品にすゝめられけり、くいはて、此雪猶候はゞ給て、二條中納言定高のもとへつかはし候はん、かの卿は雪くいにて候也と申ければ、すなはち硯のふたにもりて、出されにけるをつがはしたりければかの卿の返しに、

心ざしかみのすぢともおぼしけりかしらの雪かいまのこのゆきよまれにけりとて、二品玄きりに興に入けり、

〔吾妻鏡四十〕建長三年六月五日甲午、有評定、此事毎度日來有盃酒椀飯等之儲、又當炎暑之節者、召寄富士山之雪所爲備珍物也、彼是以無民庶之煩休被止之、善政隨一云云、

〔萬葉集十七〕天平十八年正月、白雪多零、積地數寸也、於時左大臣橘卿率大納言藤原豊成朝臣及諸王諸臣等、參入太上天皇御在所中宮兩院供奉掃雪、於是降詔、大臣參議并諸王者令侍于大殿上、諸卿大夫等者令侍于南細殿、而則賜酒肆宴、勅曰汝諸王卿等聊賦此雪、各奏其謡、

左大臣橘宿禰應詔歌一首

〔類聚國史百六十五〕延暦十二年十一月丁亥、大雪、諸司掃雪、賜物有差、

〔信綱記〕一前御代○光川極月晦日雪降出、元日御出仕之前、鐵御門より内御玄關迄、道通之雪明爲